

# “県のかたち” を考えよう!



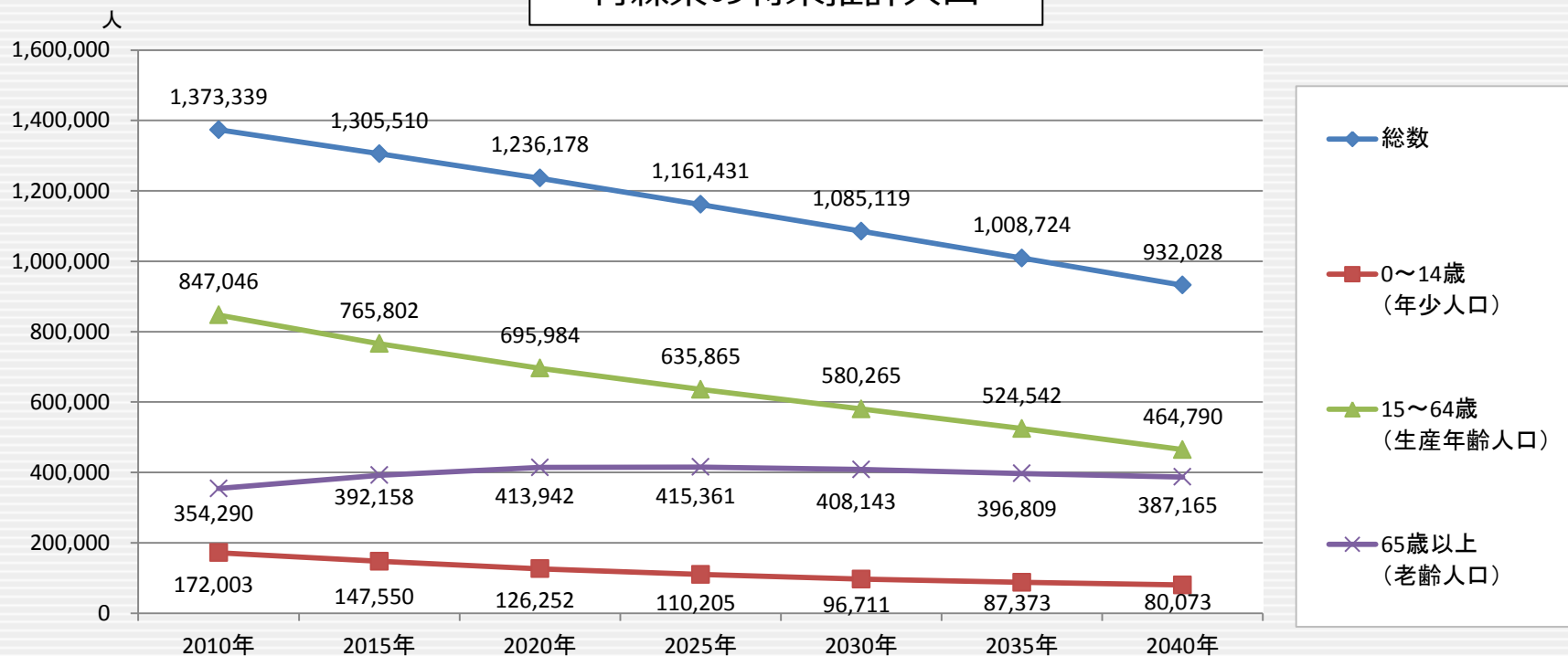
青森県企画政策部企画調整課

# 地方自治体の現状と課題

## 人口減少・少子高齢化の進行

今後は、人口減少・少子高齢化がさらに進行していくことが予想されますので、これに対し、早急に対応していくことが求められます。

青森県の将来推計人口



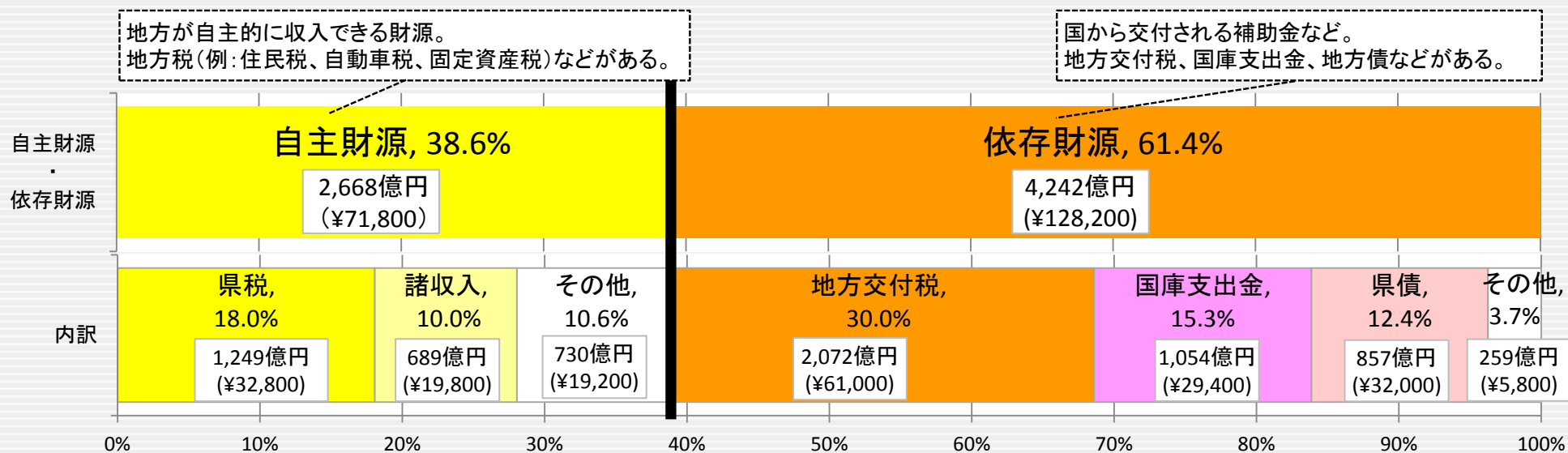
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

## 厳しい地方財政

現在、地方財政は極めて厳しい状況にあります。

地方自治体においては、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政の仕組みを確立するため、これまで以上に徹底した行財政改革の推進や施策の選択・重点化を行うとともに、行財政運営の透明性の向上を図り、地方財政の健全化に努める必要があります。

### 【参考】平成26年度青森県当初予算（歳入）



※( )内の数字は、青森県の歳入=6,995億円を20万円に換算した場合の金額である。

# こうした課題を解決するためには？

## 課題

- 人口減少や少子高齢化の進行
- 厳しい財政状況                      など

## 解決策

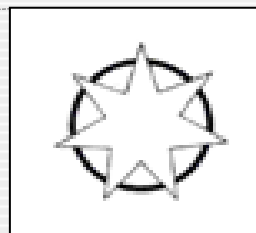
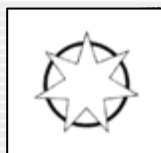
- 行財政改革の推進
- 地方分権の推進
  - ・義務付け・枠付けの見直し
  - ・権限移譲
  - ・市町村合併
  - ・道州制                      など

# そもそも「地方分権」って何？

地方分権とは、

- ・ 国の事務・権限や財源を地方（都道府県・市町村）に移したり、
- ・ 国から地方に対する関与を廃止・縮小したり

することで、**住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行う**ことができるように、行政の仕組みを変えていこうとする考え方です。



市町村



都道府県



国

# こんな取組が行われています

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

## ◆条例制定権拡大の例

### 青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

入所に係る費用が大きな負担となっている現状を勘案し、条例制定にあたっては、低所得者へ配慮した内容を盛り込んだ。

具体的には、居室の定員について、

省令：「一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。」

条例：「一の居室の定員は、四人以下であること。」

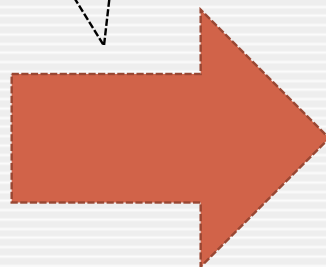


## パスポートの申請受理・交付（弘前市など）

### 移譲前

戸籍謄本を  
市へ取りに行き、  
県へ申請

平成22年  
10月～



### 移譲後

市へ申請  
ワンストップ  
で手続可能

弘前市のほか、平川市、三沢市、田子町でも手続可能

# “県のかたち” って…どんなものがあるの？

## 1 県がなくなるもの

地方分権の  
度 合 い

都道府県 合併	<u>都道府県同士が合併し、その区域を拡大する。</u> 当然に国から都道府県に権限が移譲されるものではない。	低 ↓ 高
道州制	全国を数ブロックに分け、 <u>都道府県の代わりに道州を置く。</u> <u>道州に国の事務権限を大幅に移譲する</u> 考え方が主流。	
連邦制	全国を数ブロックに分け、 <u>都道府県の代わりに、行政権のほか立法権・司法権を有する州等を置く。</u>	

## 2 県が残るもの

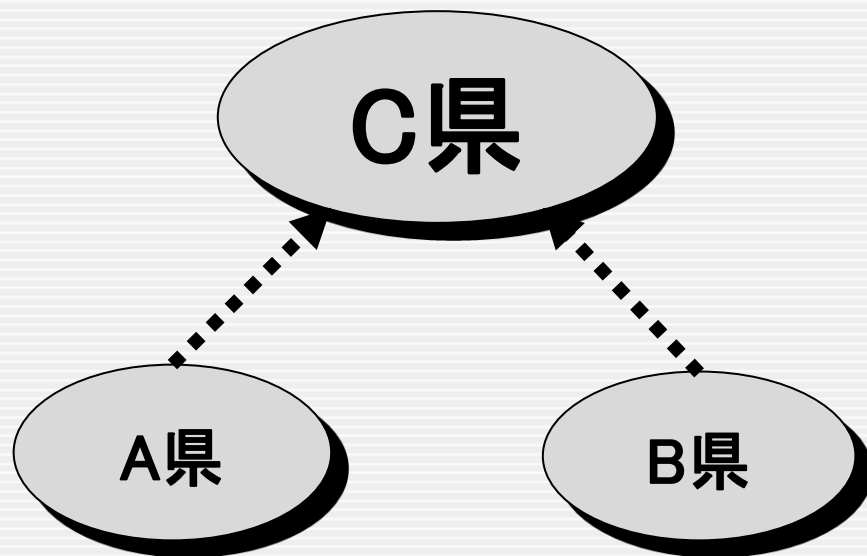
広域連合	<u>都道府県を残したまま広域連合を設置する。</u> 様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け皿となることができる。
------	--



## 都道府県合併

都道府県・市町村という地方自治制度を前提に、都道府県の区域を広げるものです。

都道府県の廃置分合は、特別法（制定するには住民投票による過半数の同意が必要）によるほか、関係都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定することもできます。

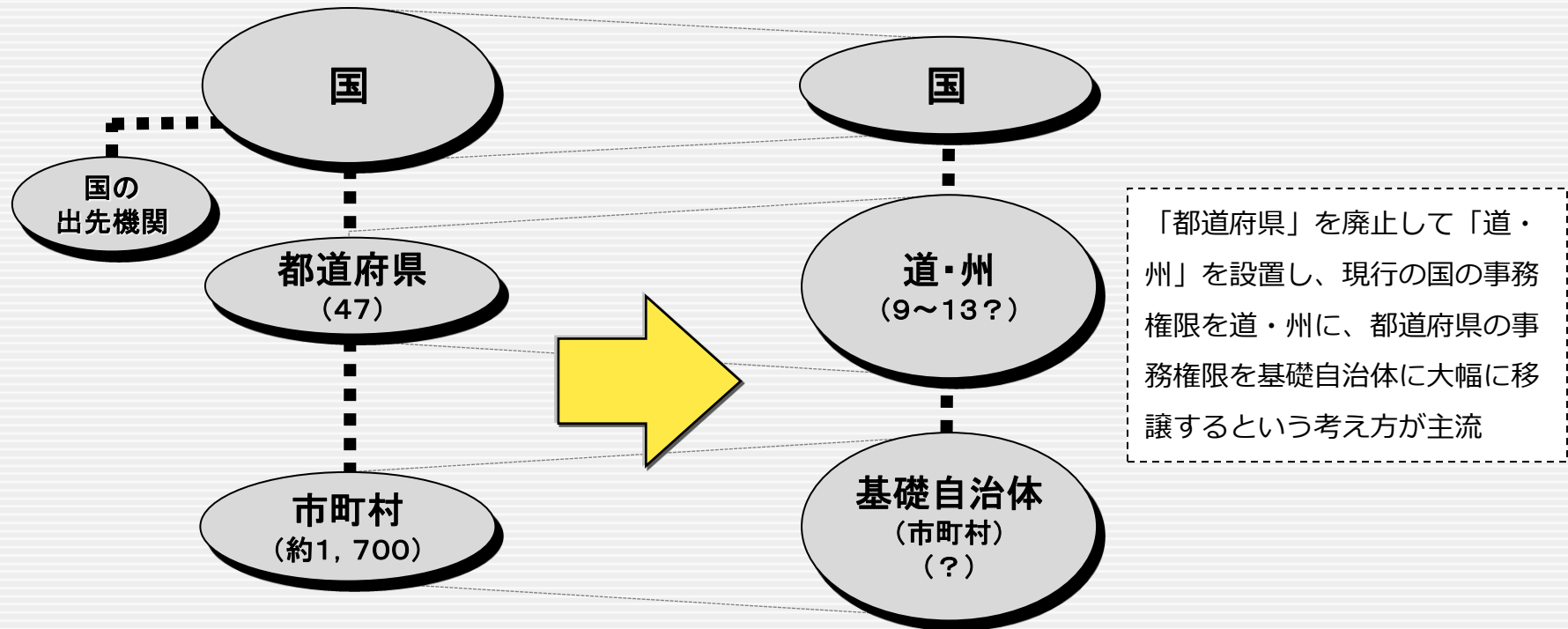


A県、B県を廃止、新たにC県を設置  
(対等合併の場合)  
県の事務権限は現行のまま

## 道 州 制

現行の都道府県制を廃止し、全国を数ブロックに分け、都道府県に代わる広域自治体として道又は州を置くものです。

経済界や有識者、民間研究所、政党等で多くの検討がなされ、道・州に移譲する権限や財源、ブロック分けなどについて様々な提言などがなされています。



## 道州制に関する近年の動き

### 政府

平成19年1月	「 <b>道州制ビジョン懇談会</b> 」を設置
平成20年3月	「 <b>道州制ビジョン懇談会・中間報告</b> 」“理念＝地域主権型道州制国家への転換”
平成22年6月	「地域主権戦略大綱」を策定 “道州制についての検討も射程に入れていく”

### 政党～平成26年衆議院議員選挙 政権公約等～

自由民主党	導入に向け、国民的合意を得ながら進める
民主党	※ 道州制に関する記述なし
維新の党	中央集権体制から <b>道州制に移行</b> 。地方の自立を実現
公明党	※ 道州制に関する記述なし
次世代の党	<b>道州制</b> などの改革が消費税率引き上げの条件

### 経済界～日本経済団体連合会等～

平成19年3月	日本経済団体連合会「第1次提言」 “平成27年度を目途に道州制の導入を目指す”
平成20年11月	日本経済団体連合会「第2次提言」 “道州制導入の効果や国・道州などの役割を示す”
平成25年6月	「道州制を推進する国民会議を開催」を開催（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）

### 都道府県・市町村

平成24年4月	道州制を推進する知事・指定都市市長（24名）が「道州制推進知事・指定都市市長連合」を設立
平成24年11月	全国町村会が、 <b>道州制の導入に反対する特別決議</b> を採択&「 <b>道州制の何が問題か</b> 」【補足】を取りまとめ
平成25年7月	全国知事会が「道州制の基本法案について」を取りまとめ

補足

## 「道州制の何が問題か」

### 概要

- ・平成24年11月に、全国町村会（全国の町村長の連合組織）がまとめたもの。
- ・近年の道州制論議の状況に鑑み、「道州制の基本的な問題点」をまとめている。

### 道州制の問題点

#### 1 道州制によって、地域間格差は是正されるのか

地域間格差はむしろ拡大する。  
大都市や道州の州都の周辺部に投資等が集中し、周縁部となる農山漁村はますます疲弊する。

#### 2 道州制によって、税財政はどうなるのか

これまで国が行ってきた財政調整・財源保障を誰が行うのか、国の多額の債務（700兆円以上）を誰が承継するのか等が明らかにされていない。

#### 3 道州制は、町村を合併・消滅に追い込み、自治を衰退させる

都道府県の事務を承継することができない小規模町村が強制合併を強いられ、自治が衰退する。  
都道府県を廃止して人為的に道州という単位を作っても、人々の誇りや愛着の単位とはならない。

#### 4 道州制は、国を弱体化させる

国の役割を今以上に限定することは、かえって国の外交力・国際競争力を削ぐことになる。  
道州制は、地方分権を装った国家分割であり、国の力を弱めるだけである。

## 基本計画とは

県行政全般に係る政策・施策の基本的な方向性を 総合的・体系的に示した県行政運営の基本方針

## 基本的な考え方

～強みをとことん、課題をチャンスに～

- ① 2030年の青森県の「めざす姿」の実現を県民と共に目指す。
- ② 本県の強みをとことん活用すると同時に課題はチャンスとして捉える。
- ③ 選択と集中の視点で取組を重点化。
- ④ 県民の皆さんの自主・自立の取組を尊重。

## 2030年における青森県の具体像

青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が生み出す価値が世界に貢献し広く認められている状態

世界が認める「青森ブランド」の確立  
～「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」の青森県～

■ 買ってよし（ビジネス対象としての価値）  
製品の購入や進出・投資の対象となる価値を有する地域

■ 訪れてよし（観光・交流対象としての価値）  
観光や交流、滞在の対象となる価値を有する地域

■ 住んでよし（生活対象としての価値）  
住んで生活する対象となる価値を有する地域